

【ご注意】本案内は、JCBカードに自動付帯している保険・見舞金制度の概要です。お持ちのカードにより保険・見舞金制度が付帯していない場合や一部内容が異なる場合がございます。くわしくはカード発送時にお届けしております詳細を記したご案内をご参照ください。

海外旅行傷害保険

保険の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	お支払いできない主な場合									
傷害	死亡 後遺障害	旅行期間中の事故によるケガが原因で事故の日から180日以内に死亡または後遺障害を生じたとき。	<ul style="list-style-type: none"> ■被保険者、保険金受取人の故意 ■被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ■被保険者の無資格運転、酒酔い運転 ■被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ■戦争、その他の変乱 ■放射線照射・汚染、原子核反応 ■危険なスポーツ(※下記参照 登山・スカイダイビングなど)中のケガまた、原因のいかんを問わず頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。 									
	治療費用	旅行期間中の事故によるケガが原因で医師の治療を受けたとき。 [注] 事故の日から180日以内に要した費用に限ります。										
疾病	治療費用	旅行期間中に発病または原因が発生し(下記の特定の感染症の場合は感染し)旅行期間中または旅行行程終了後72時間を経過するまでに(下記の特定の感染症の場合は30日間を経過するまでに)医師の治療を受けられたとき。 「特定の感染症とはコレラ、ペスト、天然痘、麻疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルク病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。」 [注] 最初の治療日から180日以内に要した費用に限ります。	<ul style="list-style-type: none"> ■被保険者、保険金受取人の故意 ■妊娠、出産、早産または流産に起因する病気 ■歯科疾病 また、原因のいかんを問わず頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。 [注] 保険の対象となる旅行期間開始日以前に発病した病気についてはお支払いの対象となりません。 									
	賠償責任	旅行期間中に誤って他人をケガさせたり他人のものを壊したりして、被害者から法律上の損害賠償を請求されたとき。										
携行品損害	治療費用	「特定の感染症とはコレラ、ペスト、天然痘、麻疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルク病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。」 [注] 最初の治療日から180日以内に要した費用に限ります。	<ul style="list-style-type: none"> ■被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ■被保険者の親族に対する事故 ■自動車、船、航空機の操縦・操作に起因する事故 ■汚染物質に起因する賠償責任、罰金・違約金・懲罰的賠償額に対する賠償責任 ■預かっている物に関する事故、ただし、次の物はお支払いの対象になります。 (イ)ホテルの客室および客室内の動産(セイフティボックスのキーならびにルームキーを含みます。) (ロ)ホームステイ先の部屋および部屋内の動産 (ハ)レンタル業者から貸借した旅行用品または生活用品 									
	携行品損害	旅行期間中に携行する身の回り品(被保険者の所有するもの)が盗まれたり、事故により壊れたりしたとき。 [注] 1回の事故毎に損害額のうち3,000円はご自身で負担していただきます。乗車船券、航空券などについては、事故の後に実際に支出した費用を1事故につき5万円を限度としてお支払いします。										
救援者費用等	治療費用	旅行期間中に発病または原因が発生し(下記の特定の感染症の場合は感染し)旅行期間中または旅行行程終了後72時間を経過するまでに(下記の特定の感染症の場合は30日間を経過するまでに)医師の治療を受けられたとき。 「特定の感染症とはコレラ、ペスト、天然痘、麻疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルク病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。」 [注] 最初の治療日から180日以内に要した費用に限ります。	<ul style="list-style-type: none"> ■他人から借りたもの ■すり傷など外観の損傷 ■携行品の設計・材質または製作の欠陥および自然の消耗 ■携行品の置き忘れまたは紛失 ■国または公共団体の公権力の行使(空港などの安全確認検査でのスーツケースなどの破壊は除きます。) ■携行していない場合(配送中の事故など)は、お支払いの対象となりません。 また、登山など危険な運動に用いる用具については、それら危険な運動を行なっている間の損害については保険金をお支払いできません。 ■保険の目的である液体の流出 [注] 次のような携行品の損害には保険金をお支払いできません。 現金、小切手、株券、手形、預金証書、クレジットカード、定期券、帳簿、図面、入歯、コンタクトレンズ、動物、植物、自動車、オートバイ、船 など。 									
	救援者費用等	旅行期間中に 1. ケガをして事故の日から180日以内に亡くなられたとき。 2. 病気により亡くなられたとき。 3. 病気にかかり医師の治療を受け、旅行行程終了後30日以内に亡くなられたとき。 4. ケガまたは病気により継続して3日以上入院されたとき。 5. 搭乗している航空機、船舶などが行方不明または遭難したとき。 6. 事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったとき。 (ただし被保険者の無事が確認できた後に現地に赴く救援者の費用は対象となりません。)										
		<p>被保険者および親族の方が実際に支出した次の費用で日本興亜損害保険株式会社が妥当と認めた費用を保険期間中、保険金額を限度としてお支払いします。</p> <p>①捜索救助費用</p> <p>②救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費</p> <p>③救援者のホテルなど宿泊施設の客室料 (救援者1名につき14日分まで)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">②の交通費、③の客室費</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">④の諸経費など</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3日～6日継続入院の場合</td> <td style="text-align: center;">救援者1名分</td> <td style="text-align: center;">5万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7日以上継続入院の場合</td> <td style="text-align: center;">救援者3名分</td> <td style="text-align: center;">20万円</td> </tr> </table> <p>④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費</p> <p>⑤現地からの移送費</p> <p>⑥遗体処理費用(100万円限度)</p> <p>上記②から④の費用は右表の金額が限度となります。また、3日から6日までの入院の場合には、⑤の移送費用は支払われません。</p> <p>[注] 払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害治療費用または疾病治療費用で支払われるべき金額は差し引きます。</p>		②の交通費、③の客室費	④の諸経費など	3日～6日継続入院の場合	救援者1名分	5万円	7日以上継続入院の場合	救援者3名分	20万円	
	②の交通費、③の客室費	④の諸経費など										
3日～6日継続入院の場合	救援者1名分	5万円										
7日以上継続入院の場合	救援者3名分	20万円										

※上の表中の「お支払いする保険金」欄に上限金額が明記されている項目につきましては、他の海外旅行傷害保険契約との重複がある場合でも、実際に支払われる保険金の合計額は明記されている額が上限となります。

※旅行をキャンセルした場合などに新たに生じるキャンセル代などにつきましては、補償の対象とはなりません。

※危険なスポーツとは、以下のものをいいます。(以下のスポーツ中のケガは保険金のお支払いはできません。)

山岳登山(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

※左記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。

【ご注意】本案内は、JCBカードに自動付帯している保険・見舞金制度の概要です。お持ちのカードにより保険・見舞金制度が付帯していない場合や一部内容が異なる場合がございます。くわしくはカード発送時にお届けしております詳細を記したご案内をご参照ください。

国内旅行傷害保険

保険の種類		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	お支払いできない主な場合
傷 害	死亡 後遺障害	①被保険者が日本国内を旅行中、乗客として公共交通乗用具搭乗中に傷害を被り、右記の(1)～(5)に該当した場合。 ※航空機に搭乗の場合は、航空機の乗客に限り入場が許される飛行場構内における傷害事故および航空機の不時着陸時の接続交通乗用具搭乗中を含みます。 ②被保険者が日本国内を旅行中、旅館、ホテルなどの宿泊施設に宿泊者として滞在中に、火災・爆発事故により傷害を被り、右記の(1)～(5)に該当した場合。 ③被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行に参加中に傷害を被り、右記の(1)～(5)に該当した場合。	左記の①～③によりその傷害が原因で事故の日から180日以内に (1)亡くなられたとき …保険金額(死亡・後遺障害)の100%をお支払いします。 (2)後遺障害を生じたとき …その程度に応じて保険金額(死亡・後遺障害)の3%～100%をお支払いします。	■被保険者、保険金受取人の故意 ■被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ■被保険者の無資格運転、酒酔い運転 ■被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ■戦争、その他の変乱 ■放射線照射・汚染、原子核反応 ■危険なスポーツ(※下記参照 登山・スカイダイビングなど)中のケガ ■地震、噴火または津波 ■「旅行中」の事故でない場合 (1)通勤・通学中の事故(往復途上の立ち寄り時を含む) (2)通常業務範囲内での移動中の事故(ただし、出張旅行中の事故は除きます) (3)日常生活範囲内での買い物や遊興目的の外出中など、旅行を目的としない外出中の事故 例)買い物、飲食、習い事、スポーツジムへの往復、病气、ケガの治療、同好会・チーム活動参加のための往復、映画鑑賞、観劇(コンサート・舞台・ミュージカル)、スポーツ観戦、パチンコ、麻雀、競輪、競馬、競艇、ゲームセンター、カラオケ など また、原因のいかんを問わず頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。
	入 院		左記の①～③によりその傷害が原因で (3)入院されたとき……………5,000円／日 (ただし事故日より180日限度) (4)入院保険金を支払う場合で手術を受けられたとき …5,000円に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍または40倍)を乗じた額 (ただし1事故につき1回限度) (5)通院されたとき……………2,000円／日 (ただし事故日より180日以内で90日限度)	
	通 院			

※危険なスポーツとは、以下のものをいいます。(以下のスポーツ中のケガは保険金のお支払いはできません。)

山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

※国内旅行傷害保険において：

「募集型企画旅行」とは・・・あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行(平成16年12月16日国土交通省告示第1593号に定められた標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するものをいいます。)をいい、会社の慰安旅行や業務出張などあらかじめ参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。

「募集型企画旅行に参加中」とは・・・募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関など(募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません。)を利用した時から最後の運送・宿泊機関などの利用を完了するまでの期間をいいます。ただし募集型企画旅行の行程から離脱した期間は除きます。

「公共交通乗用具」とは・・・航空法、鉄道事業法、海上運送法などにに基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶などをいいます。

※国内旅行傷害保険において入院保険金・手術保険金・通院保険金は、事故日を含めて7日以内に治療を終了された場合にはお支払いの対象とはなりません。

※上記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。

【ご注意】本案内は、JCBカードに自動付帯している保険・見舞金制度の概要です。お持ちのカードにより保険・見舞金制度が付帯していない場合や一部内容が異なる場合がございます。くわしくはカード発送時にお届けしております詳細を記したご案内をご参照ください。

ショッピングガード保険

補償金請求者： JCB本会員・家族会員

補償期間： JCB会員である期間

年間補償限度額： 保険期間中の総補償金額はカードにより異なります。

自己負担額： 自己負担額はカードにより異なります。

補償金額： カードご利用額あるいは購入店の領収書に記載された物品の購入金額(修理が可能な場合は修理金額)から自己負担額を控除した額を限度とします。

*物品の購入に際しJCBカードと現金、商品券などを併用された場合には、カード利用額から自己負担額を控除した額を限度とします。

補償を受けられる人および補償金を請求できる人：

この補償サービスにおいて補償を受けられるのは、補償の対象となる物品を正当な権利をもって所有されている方とします。したがって、会員および家族会員ならびにこれらの方々からの補償の対象となる物品を譲り受けた方も補償を受けることができます。ただし、いずれの場合も補償を請求することができるのは原則として会員に限られます。

(注)カードにより、日本国内で購入された品物は補償を受けられない場合がございます。

お支払いする場合	補償の対象とならない物品	お支払いできない主な場合
補償期間内にJCB会員がJCBカードを利用して購入した物品(詳細は右記)で購入日(配送などによる場合には物品の到着日)から90日以内に偶然な事故(国内・海外問わず)によって損害を被った場合。	<p>会員が購入した物品であっても次に掲げるものは補償の対象となりません。</p> <p>(1)船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。)航空機、自動車、原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、サーフボード、セーリングボードおよびこれらの付属品</p> <p>(2)義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの</p> <p>(3)動物および植物</p> <p>(4)現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、乗車券など(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券・定期券・宿泊券・観光券および旅行券をいいます。)旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケット</p> <p>(5)稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの</p> <p>(6)自動車電話・携帯電話およびこれらの付属品</p> <p>(7)食料品</p> <p>(8)会員が従事する職業上の商品になるもの</p> <p>※JCBギフトカードで購入した物品は対象となりません。</p> <p>※補償の対象とならない物品は上記以外に追加されることもございます。</p>	<p>(1)会員または補償金を受け取る方の故意に起因する損害。</p> <p>(2)補償の対象となる物品の自然の消耗または性質によるさび、かび、むれ、変質、変色その他類似の事由またはねずみ喰い、虫喰いなどに起因する損害。</p> <p>(3)補償の対象となる物品の設計・材質または製作の欠陥およびこれらの欠陥に起因する損害。</p> <p>(4)戦争、暴動その他の事変に起因する損害。</p> <p>(5)国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。</p> <p>(6)核燃料物質の有害な性質に起因する損害。</p> <p>(7)置き忘れまたは紛失に起因する損害。</p> <p>(8)水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに伴って生じた損害。</p> <p>(9)詐欺または横領に起因する損害。</p> <p>(10)物品の誤った使用に起因する損害。</p> <p>(11)物品の配送中に生じた損害。</p> <p style="text-align: right;">など</p>

※左記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。

【ご注意】本案内は、JCBカードに自動付帯している保険・見舞金制度の概要です。お持ちのカードにより保険・見舞金制度が付帯していない場合や一部内容が異なる場合がございます。くわしくはカード発送時にお届けしております詳細を記したご案内をご参照ください。

『ライフアクシデントケア』制度

空き巣被害見舞金

補償対象者： ザ・クラス本会員、プラチナ本会員および個人ゴールド本会員
※家族会員の方は補償の対象となりません。

補償期間： ザ・クラス会員、プラチナ会員、個人ゴールド会員である期間

補償金額： 5万円(ただし、毎年4月1日から1年間につき、1回(見舞金額)の事故のみ補償します。)

※他に同居されている補償対象者がいる場合には、1事故あたり10万円がお支払いの限度となります。

※原則として、事故発生日より60日以内に申請をいただいた場合に限りです。

○お見舞金のお支払いについて

JCBからお支払いするお見舞金は、「カードご利用代金明細書」にてマイナス表示いたします(カードご利用代金から相殺してお支払いいたします)。

例・Aさんの場合

・○月10日お振り替え予定のカード利用代金が	105,000円…①
・JCBからのお見舞金のお支払いが	-50,000円…②
・○月10日のお振り替え金額は55,000円	55,000円…(①より②を相殺)

カードご利用代金がお支払いのお見舞金額に満たない場合には、その差額をJCBよりカードご利用代金お支払い口座にお振り込みいたします。
毎月10日までにご返送いただいた請求書のうち、お見舞金のお支払いが決定した会員様には、翌月10日のカードご利用代金のお振り替え時に上記方法にてお支払いさせていただきます。

お見舞金をお支払いする場合	お支払いできない主な場合
<p>補償対象者の住居(注1)に空き巣(注2)が入り、建物や家財に損害が発生した場合に、補償対象者が所管警察署に被害の届出を行うことを条件に、お見舞金をお支払いします。</p> <p>(注1)JCBにご登録いただいている本会員様の日本国内の住居に限ります。</p> <p>(注2)「空き巣」とは、窃盗目的で家人の留守中に住宅に侵入する犯罪をいいます。なお、家人が就寝している間に侵入する「忍び込み」や、家人が食事その他の所用中の際に侵入する「居空き」は、お見舞金支払いの対象になりません。</p>	<p>(1)会員の故意または詐害行為によって生じた損害</p> <p>(2)会員の親族、使用人、同居人、止宿人並びに会員の補償対象住居の監守人が自らなされたまたは加担した盗難による損害</p> <p>(3)忍び込みや居空きなど、空き巣狙い以外の不法侵入者によりなされた盗難による損害</p> <p>(4)すりなど、補償対象住居に不法に侵入しなかった者によりなされた盗難による損害</p> <p>(5)店舗併用住宅建物の店舗部分など、日常住居以外の目的で使用している部分の建物などの財物に生じた損害</p> <p>(6)財物損壊を伴わない経済的損失や精神的苦痛などの非財物損害</p> <p>(7)地震もしくは噴火またはこれらによる津波の際における盗難による損害</p> <p>(8)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動の際における盗難による損害</p> <p style="text-align: right;">など</p>

*本見舞金制度は、JCBが「JCBカード見舞金規定」に基づいて運営いたします。従って、お見舞金はJCBよりお支払いいたします。
上記内容は概要を説明したものであり、実際のお見舞金支払いの可否は「JCBカード見舞金規定」に基づきJCBが決定いたします。

犯罪被害傷害保険

被保険者： ザ・クラス本会員および家族会員、プラチナ本会員および家族会員、個人ゴールド本会員および家族会員
※ただし、死亡後遺障害は、本会員のみ

補償期間： ザ・クラス会員、プラチナ会員、個人ゴールド会員である期間

保険の種類	保険金額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	お支払いできない主な場合
傷害	死亡後遺障害	<p>①第三者(被保険者以外の者)の故意による加害行為により傷害を被り、右記の(1)～(5)に該当した場合。ただし、その傷害が第三者の加害行為により生じたことを警察に届け出た場合に限りです。</p> <p>②「ひき逃げ」(注1)により傷害を被り、右記の(1)～(5)に該当した場合。</p> <p>(注1)「ひき逃げ」とは、道路上における被保険者と自動車または原動機付自転車との衝突・接触などの交通事故で、当該事故の加害者である第三者がその被保険者の救護その他の必要な措置を行わず逃走し、加害者が当該事故の日からその日を含めて60日を経過してもなお特定できない場合をいいます。</p>	<p>左記①～②によりその傷害が原因で事故の日から180日以内に</p> <p>(1)亡くなられたとき(本会員のみ) …1,000万円</p> <p>(2)後遺障害を生じたとき(本会員のみ) …その程度に応じて30万円～1,000万円</p> <p>左記の①～②によりその傷害が原因で</p> <p>(3)入院されたとき…7,500円/日</p> <p>(4)入院保険金を支払う場合で手術を受けられたとき…7,500円に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍または40倍)を乗じた額(ただし、1事故につき1回限度)</p> <p>(5)通院されたとき…5,000円/日(ただし事故日より180日以内で90日限度)</p>	<p>・被保険者、保険金受取人の故意</p> <p>・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>・被保険者の無資格運転、酒酔い運転</p> <p>・被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失</p> <p>・戦争、その他変乱</p> <p>・放射線照射、汚染、原子核反応</p> <p>・ビッケルなどを使用する山岳登山、ハンググライダーなどの危険なスポーツをしている間のケガ</p> <p>・地震、噴火または津波</p> <p>・道路以外の場所で、自動車、オートバイ、モーターボートによる競技、競争、興行または試運転をしている間のケガ</p> <p>・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの</p>
	入院	<p>・入院保険金1日につき 7,500円</p> <p>・手術保険金 7,500円×倍率</p>		
	通院	<p>1日につき 5,000円</p>		

*この保険契約の規定上、死亡保険金の受取人は法定相続人に限りです。
上記内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は別途普通保険約款および特約条項に基づきます。

JCBカード見舞金規定

(目的)

第1条

本規定は、株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」といいます。）が第2条に定める補償対象者に該当するJCB会員（以下「会員」といいます。）を対象に運営する「空き巣被害見舞金制度」の取り扱いについて定めます。

(用語の定義)

第2条

本規定において、次に掲げる用語は当該各号の定義に従うものとします。

(1)補償対象者

ザ・クラス会員、プラチナ会員およびゴールド会員のうち、個人本会員とし、家族会員および法人会員（カード使用者を含む）を除くものとします。

(2)補償対象住居

補償対象者が日本国内において自己の日常住居用に所有または借用している建物のうち、補償対象者が日常住居用として使用している部分をいいます。（店舗併用住宅建物の店舗部分など、補償対象者が日常住居以外の目的で使用している部分がある建物の場合は、補償対象者が日常住居用として使用する部分のみをいい、日常住居以外の目的で使用している部分を除きます。）ただし、補償対象者が会員の自宅住所として登録している住所に所在するものに限り、なお、補償対象者が転居した場合、転居した日から、会員の自宅住所としてJCBに登録している住所の変更手続きが完了するまでの間については、住民票などの客観的な資料により転居の事実が確認できることを条件に、転居後の住居を補償対象住居と見做します。

(3)建物

日常住居の用に供する建築物をいいます。ただし、門、へい、かき、物置または車庫その他の付属建物を除きます。

(4)家財

建物内に収容されている日常生活用財産をいいます。ただし、船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）、航空機、自動車（自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます。）ならびにこれらの付属品、自転車、動物および植物などの生物を除きます。

(5)空き巣狙い

窃盗目的で、家人の留守中に住宅に侵入する犯罪をいいます。

(6)忍び込み

窃盗目的で、家人が就寝している間に住宅に侵入する犯罪をいいます。

(7)居空き

窃盗目的で、家人が食事その他の所用中の際に住宅に侵入する犯罪をいいます。

(8)空き巣狙いによる盗難損害

空き巣狙いによって生じた建物または家財の盗取、毀損または汚損などの財物損害をいいます。なお、空き巣狙いの窃盗未遂によって生じた財物損害を含みます。

(9)1補償期間

毎年4月1日の午前0時から翌年3月31日の午後12時までの1年間を1補償期間とします。

(見舞金を支払う場合)

第3条

JCBは、補償期間中に会員が補償対象住居の建物または家財について空き巣狙いによる盗難損害を被った場合に、会員が所管警察署に盗難被害届を提出することを条件として、会員に対して見舞金を支払います。

(見舞金を支払わない場合)

第4条

1.前条の規定にかかわらず、JCBは、次の各号に掲げる損害に対しては、見舞金を支払いません。

(1)会員の故意または詐欺行為によって生じた損害

(2)会員の親族、使用人、同居人、止宿人ならびに会員の補償対象住居の監守人が自らなし、または加担した盗難による損害

(3)忍び込みや居空きなど、空き巣狙い以外の不法侵入者によりなされた盗難による損害

(4)すりなど、補償対象住居に不法に侵入しなかった者によりなされた盗難による損害

(5)店舗併用住宅建物の店舗部分など、日常住居以外の目的で使用している部分の建物などの財物に生じた損害

(6)家財が一時的に建物外に持ち出されている間にその家財に生じた損害

(7)財物損壊を伴わない経済的損失や精神的苦痛などの非財物損害

(8)空き巣狙いによって生じた火災または爆発事故による損害

(9)火災または爆発事故の際の盗難による損害

(10)地震もしくは噴火またはこれらによる津波の際における盗難による損害

(11)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動の際における盗難による損害

(12)核燃料物質（使用済み燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作

用またはこれらの特性に起因する事故の際における盗難による損害

(13)会員がザ・クラス会員、プラチナ会員およびゴールド会員の資格を取得する以前に生じた盗難による損害

2.JCBは、会員の補償対象住居に空き巣狙いによる住居侵入の形跡がある場合でも、その建物または家財に盗難損害が発生していない場合には見舞金を支払いません。

3.JCBは、理由のいかんにかかわらず、会員が空き巣狙いによる盗難損害について所管警察署への盗難被害届け出を怠った場合には、見舞金を支払いません。

(見舞金の請求)

第5条

1.会員は、第3条に定める見舞金支払いの事由が発生した場合には、直ちに所管警察署に届け出るとともに、JCBに通知しなければなりません。

2.会員がJCBに対して見舞金を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類をJCBに提出しなければなりません。

(1)JCBが指定する見舞金請求書兼空き巣被害届出証明書（必要記載事項に記入漏れがないもの）

(2)空き巣被害を証する写真、住民票その他JCBが必要と認める書類

3.会員が前項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、JCBは見舞金を支払いません。

4.会員がJCBに登録している自宅住所の変更手続きを完了する前に第3条に定める見舞金支払いの事由が発生した場合は、JCBに登録している自宅住所の変更手続きが完了するまでは、JCBは見舞金を支払いません。

5.会員以外の者からなされた見舞金請求に対しては、JCBは見舞金を支払いません。

6.会員がザ・クラス会員、プラチナ会員およびゴールド会員の資格を喪失した後におこなった見舞金請求に対しては、JCBは見舞金を支払いません。

7.第3条に定める見舞金支払いの事由が発生した日より60日を経過した後になされた見舞金請求に対しては、正当な理由がない限り、JCBは見舞金を支払いません。

(見舞金請求の際の調査)

第6条

1.JCBは会員が前条に定める見舞金請求手続きを行った場合は、会員から通知を受けた第3条に定める見舞金支払いの事由発生の事実および状況を調査することができるものとします。

2.会員は、前項の調査に協力しなければなりません。

3.会員が正当な理由なく第1項の調査の協力を拒んだときは、JCBは見舞金を支払いません。

(見舞金の額)

第7条

1.JCBが会員に対して支払う見舞金の額は、1空き巣被害あたり5万円とします。

2.前項に関わらず、会員が補償対象者として複数の資格を有する場合でも、JCBが会員に対して支払う見舞金の額は、1空き巣被害あたり5万円とします。

3.第1項にかかわらず、会員の他に補償対象住居を同一とする補償対象者が存在する場合は、JCBが会員に対して支払う見舞金の額は、1空き巣被害あたり10万円を限度とします。

4.前項の場合、JCBは、会員から特段の申し出がない限り、10万円を補償対象者数で按分した金額を各々の補償対象者に支払うものとします。

5.会員が1補償期間中に被った空き巣狙いによる盗難損害の回数にかかわらず、JCBの会員に対する見舞金支払いは、1補償期間中、1回を限度とします。

(見舞金の支払方法)

第8条

1.JCBが会員に見舞金を支払う場合、会員のカードご利用代金お支払い口座（以下「お支払い口座」といいます。）にカード利用代金の約定支払日に支払うものとし、事前にご利用代金明細書にて見舞金の支払金額および支払日を会員に通知します。

2.前項にかかわらず、JCBは、会員に対して他に請求するカード利用代金がある場合は、会員から特段の申し出がない限り、当該カード利用代金と支払うべき見舞金の額を相殺することができるものとします。なお、当該カード利用代金が支払うべき見舞金の額に満たない場合は、当該カード利用代金と相殺した見舞金の残額分について、お支払い口座に振り込むものとし、

3.JCBは、相殺後のカード利用代金の口座振替または見舞金（残額分の場合を含む）の振り込みをもって会員の見舞金受領を確認したものと、特段の事情がない限り、会員に対して見舞金受領書を徴求しません。

(規定の改廃)

第9条

1.本規定は、2011年5月1日午前0時より効力を発します。

2.本規定を改定または廃止する場合には、特段の事情がない限り、JCBは事前に会員に通知するものとします。

ただし、JCBが本規定を改定または廃止することができることを会員はあらかじめ承諾するものとします。

(2011年5月1日改定)

(MMK99-20111215)

海外でお困りの際のホットラインサービス

病気やケガをされた場合や損害賠償を請求された場合、身の回り品の盗難・損害にあった場合

24時間日本語相談 日本語安心サービス

※家族特約対象者は、一部ご利用いただけないサービスがございます。

Q:どんなサービスですか？

A:ご旅行中にケガや病気をされたとき、損害賠償を請求されたり、携行品の損害が生じたときなどさまざまな事故についてのご相談や、保険についてのご相談を、東京を含め、世界6都市に設置した日本語センターで、年中無休、通話料無料で24時間いつでも受け付けています。日本語を話せるスタッフが対応しますので安心してご利用ください。※このサービスは、株式会社プレスステージ・インターナショナルとの提携により海外旅行傷害保険の補償対象のお客様に対して提供させていただくものです。

Q:サービスの具体的な内容は？

A:次のサービスがご利用いただけます。

■事故相談サービス

ケガ、病気、持ち物の盗難、賠償責任事故といった旅行中に遭遇するさまざまな事故に関するご相談を承ります。

◎日本人医師・もよりの医療機関の紹介・予約

◎医療機関へのキャッシュレス治療の手配

(家族特約対象者は、キャッシュレス治療サービスはご利用できません。)

◎医師や医療機関との緊急時の通訳サポート

◎保険金請求に必要な書類の手配

◎付添者、通訳などの手配

◎警察への盗難届、事故証明書入手などのサポート

◎賠償事故の場合の現地アジャスターとの仲介

◎現地で保険金を受け取りたい場合の請求・支払い手続きなど

(家族特約対象者は、日本帰国後の手続となります。)

Q:サービスは無料ですか？

A:はい。サービスご利用の際に発生する費用は、ご契約の海外旅行傷害保険で対象となる場合に限り、お客様のご負担とはなりません。ただし、海外旅行傷害保険の支払対象とならない場合やかかった費用がご契約の保険金額を超過する場合の超過部分についてはお客様のご負担となりますのであらかじめご了承ください。

Q:サービスを利用するときの申込方法は？

A:ご滞在地域により連絡先の日本語センターおよび電話番号・電話方法が異なります。地域と連絡先をご確認の上、右の表の電話番号までお電話いただければ、日本語を話せるスタッフが24時間受付をいたします。

(日本語安心サービス)アシスタンスセンターへの連絡方法
アシスタンスセンターへの電話番号は次のとおりです。

北アメリカ・中南米・太平洋諸島から

お客様のご滞在先	電話番号
アメリカ本土・アラスカ・ハワイ・グアム・サイパン	1-877-243-4117
アルゼンチン	0800-666-1467
ウルグアイ	0004-019-0426
カナダ	1-877-791-2146
コロンビア	01-800-518-1441
ブラジル	0800-892-3137
ペルー	0800-54-439
メキシコ	001-800-514-6614

ヨーロッパ・中近東・アフリカから

お客様のご滞在先	電話番号
アイスランド	800-9656
アイルランド	1-800-94-8313
アラブ首長国連邦	800-081-3-0042
イギリス	0808-234-3816
イスラエル	1-809-456-613
イタリア	8007-89642
オーストリア	0-800-296-200
オランダ	0800-022-8239
ギリシャ	00800-1612-206-6613
スイス	0800-55-1068
スウェーデン	020-79-2823
スペイン	9009-58170
チェコ	800-700-975
デンマーク	8088-6981
ドイツ	0800-181-0836
ノルウェー	800-16295
ハンガリー	06-800-19046
フランス	0-800-91-5290
ベルギー	0800-73271
ポーランド	00800-811-3248
ポルトガル	800-827-645
南アフリカ	0800-98-3170
モナコ	800-93-694
ルクセンブルグ	800-27-154
ロシア	8108-002-054-4081

アジアから

お客様のご滞在先	電話番号
中国(北部)※3	108008132783
中国(南部)※3	108004812966
上記番号が利用できない地域※2	018-888-8188
香港	800-90-5122
台湾	00801-81-4652
韓国	00798-81-7-1702
シンガポール	8-008-102-354

お客様のご滞在先	電話番号
インド	0008-001-00-7804
インドネシア	0018-030-081-1304
タイ	001-800-814-5141
フィリピン	1-800-1816-0289
マレーシア	1-800-81-5067
スリランカ	011-242-2217

オセアニアから

お客様のご滞在先	電話番号
オーストラリア	1-800-084-046
ニュージーランド	0-800-885-078

その他の地域・日本国内から

お客様のご滞在先	電話番号
地域(国)を問わず(コレクトコール※1)	(国番号81)3-5213-0285

- ※1 その他の地域もしくはトルフリーダイヤルがご利用出来ない場合は、コレクトコールで東京センターまでご連絡ください。コレクトコールのかけ方は次ページをご覧ください。コレクトコールがご利用出来ない場合は、東京センターまで直接ご連絡頂き、折り返しご連絡するようお願い申し上げます。
- ※2 日本からのご利用の際は東京センター(03-5213-0285)へおかけください。
- ※3 中国北部…華北地区(北京市、天津市、河北省、山西省、内蒙古自治区)、東北地区(遼寧省、吉林省、黒龍江省)「河南省・山東省」
中国南部…上記以外(上海市、重慶市など)

国事情により電話番号の変更が行われる場合がございます。各番号で電話がつかない場合は、東京センターにコレクトコールでおかけ直してください。
電話番号は、お間違いのないようお願いください。

～トルフリーご利用上の注意～

滞在の国・地域によってはトルフリーに対応していない公衆電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要とされる場合があるほか、電話機種や回線事情によりご利用になれない場合や、ホテルなど客室内の電話からおかけの際、サービス料や利用料がかかる場合もありますので、ご利用時には現地でご確認ください。また、日本国内から海外ローミングやレンタルなどした携帯電話からトルフリーにご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますのでご注意ください。この場合の通話料及びサービス料・利用料はお客様負担となりますのであらかじめご了承ください。また、電話番号は最新のものを掲載しておりますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更などやむを得ない事情により変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

■国際電話のかけ方

●コレクトコールのかけ方

お客様自身で直接、またはどなたかに頼んでセンターにコレクトコール(料金受信人払い通話)で電話をしてください。

(注)ご滞在地域の事情によりコレクトコールを依頼できない場合があります、この場合の電話料金は自己負担となりますのでご注意ください。

(参考)オペレータに国際電話(コレクトコール)を申し込む場合の英会話例:ホテルの客室からかける場合、まず受話器をとってオペレータを呼び出します。

オペレータ: This is the overseas operator. May I help you?
(オペレータです)

お客様: I want to make an overseas collect call to Paris. Telephone number is 1-4185-8560 for Prestige International. This is Miss Michiko Aoki in room 201. (コレクトコールをお願いします。電話番号は1-4185-8560のプレステージ・インターナショナルです。こちらは201号の青木みち子です。)

オペレータ: Hang up, please.
(一度切ってお待ちください)

※Hold the line please.と言われたら、電話を切らずにそのまま待ちます。

オペレータ: Thank you for waiting. Prestige International is on the line. Go ahead, please.
(お待たせしました。出ましたのでお話しください。)

○オペレータが、こう言ったら……

- ・ Hold on, please.または、Hold the line, please.(受話器を切らずにそのまま待つ)
- ・ Hang up (and wait), please.(一度切って待つ)
- ・ Mr.A is on the line.(Aさんが出ました)
- ・ Go ahead, please.(どうぞお話しください)
- ・ The line is busy.または、The number is busy.(お話し中)

●フリーダイヤル・インターナショナルトールフリー (料金無料)

ご利用可能地域が決まっております。

「フリーダイヤル」⇒ 原則同国内から。

「インターナショナル・トール・フリー」⇒ 前ページの地域から。

「コレクトコール」⇒ 上記以外の地域から。

基本的には相手の電話番号を直接ダイヤルします。

○たとえば、ニューヨークから日本語安心サービスに電話をかける場合

1 - 877 - 243 - 4117

↑
アメリカ本土・アラスカ・ハワイ・グアム・サイパンからの日本語安心
サービストールフリーダイヤル

*センターに電話が通じたら、ケガまたは病気の状況・原因および現在地、その他担当者が求める情報を冷静にお知らせください。

■事故時の連絡先

海外旅行中にケガ・病気をされた場合や、損害賠償を請求された場合、携行品の損害が生じた場合などは「日本語安心サービス」をご利用ください。

●各種事故時の連絡先(日本国内での連絡先)

『日本興亜JCB事故受付デスク
(JCBカード自動付帯サービス専用)』

0120-258-554

営業時間 9:00AM ~ 5:00PM 日・祝休

※『日本興亜JCB事故受付デスク』における事故受付の際、保険会社がJCB会員資格有効性を確認するため、会員番号をご申告いただいております。